

第1号様式（庁議・部局連絡会議共通）  
 （令和3年6月14日 庁議）

部 等 名	県土整備部
-------	-------

件 名	山梨県流域治水対策推進基本方針の策定について（協議）
経 緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 気候変動により想定を超える水害リスクが増大しており、これまでの河川整備だけでは、被害を防止することが困難となってきたことから、河川整備と河川の外で雨水の流出を抑制する対策などを組み合わせた総合的な防災減災対策である流域治水への転換が必要となっている。</li> <li>○ 流域治水を推進するため、流域のあらゆる関係者の意識醸成と目標や検討の進め方などの共有を図ることを目的として、庁内関係部局と連携して「流域治水対策推進基本方針」をとりまとめた。</li> <li>○ 流域治水推進会議                  令和3年5月19日 第1回開催                  令和3年6月 9日 第2回開催</li> </ul>
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「山梨県流域治水対策推進基本方針」を別添のとおり策定し、県民に公表する。</li> </ul>

## 基本方針策定の背景

- 気候変動により想定を超える降雨が発生するなど**水害リスクが増大**しており、これまでの河川整備だけでは、被害を防止することが困難となってきた。
- こうした中、河川整備と河川の外で雨水の流出を抑制する対策や、被害を軽減する対策を組み合わせた流域全体での総合的な防災減災対策である「**流域治水**」が必要となっている。
- そこで、「**流域治水**」を推進するため、流域治水推進会議において、「**山梨県流域治水対策推進基本方針**」を策定した。

## 基本方針の目的

- 「**流域治水**」を推進するため、**流域のあらゆる関係者の意識醸成と目標や検討の進め方などの共有**を図る。

## 流域治水推進会議

- 「**流域治水**」を**庁内関係部局の連携**により、総合的かつ計画的に推進するため、施策に関する総合調整等を行う場として、流域治水推進会議を設置し、「**基本方針**」のとりまとめや具体的な検討の**モデルとなる小流域**を決定した。

### ○構成員

知事政策局、総務部、防災局、福祉保健部、子育て支援局、林政部、産業労働部、農政部、県土整備部、教育委員会、甲府河川国道事務所

### ○開催状況

第1回：5月19日開催 第2回：6月9日開催

## 基本方針の構成

- はじめに
- 本県の河川の現状
- 過去の水害等
- 河川政策の課題等
- 流域治水への転換の必要性
- 流域治水対策の基本的な方向性
- 流域治水の進め方
- アクションプランの策定



## 基本方針の視点・方向性

- 基本方針においては、「**あらゆる洪水に対して、人命を守り、資産等の被害軽減・解消**」を目標とする。
- 3つのテーマに基づき、施策や手段を充実させながら、**効果的な組み合わせ**により、**流域治水対策**を推進する。

テーマ	主な内容
<b>テーマ1</b> 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策 【想定降雨：河川整備計画規模】	<b>集水域</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 雨水貯留浸透施設、排水施設の整備</li> <li>● 農地等の多面的機能活用 等</li> </ul> <b>河川区域</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 堤防や護岸の整備、ダムの事前放流 等</li> </ul>
<b>テーマ2</b> 被害対象を減少させるための対策	<b>氾濫域</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 防災まちづくり、住まい方の工夫 等</li> </ul>
<b>テーマ3</b> 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 【想定降雨：想定最大規模】	<b>氾濫域</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難体制の強化</li> <li>● リスク情報の充実 等</li> </ul>

- 県が管理する**主な河川の小流域単位に分割**し、「**流域治水**」の必要性が高い箇所から、検討のモデルとなる**小流域を決定**した。
- モデル小流域ごとに流域治水検討会を設置し、課題等を検証した上で**地域特性に応じた具体的施策をアクションプランにとりまとめ**、確実な実効に向けフォローアップを行う。

## 流域治水の概要

- あらゆる関係者が協働して、地域の特性に応じ、ハード・ソフトの両面から「**流域治水**」を推進

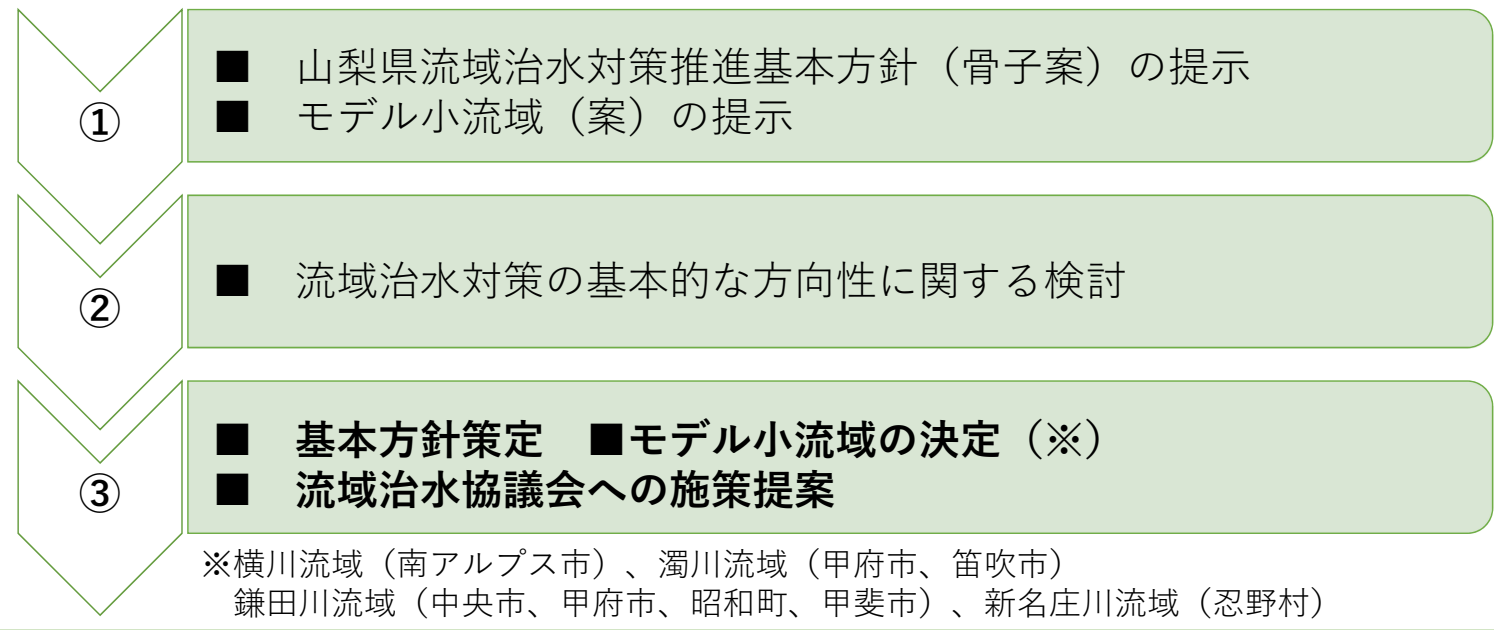


出典：水管理・国土保全局関係予算概要（国土交通省）

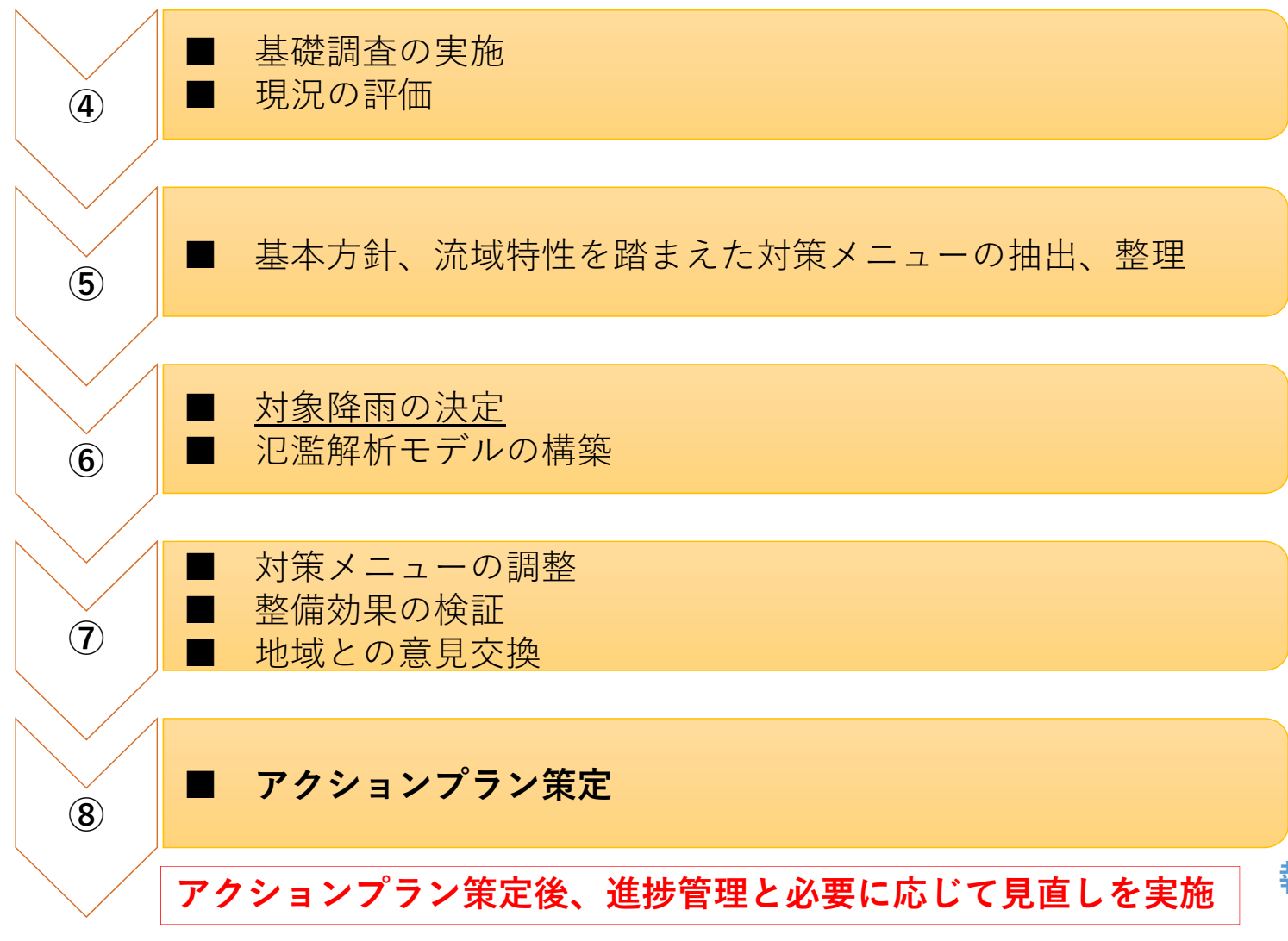
## 流域治水の進め方

## アクションプラン策定上の留意点

### 流域治水推進会議【総合的な施策の策定】（県・国）



### 流域治水検討会【アクションプランの策定】（県・国・市町村）



#### 【共通事項】

- 河川ごとに**流域特性や土地利用状況等が異なる**ため、県全域一括ではなく、県管理河川の小流域で市町村や企業、住民から意見を伺いながら、**地域特性に応じた流域治水対策アクションプラン**を策定する。
- **特性が共通する他の小流域へ展開**するため、モデル小流域での検討過程で生じた課題等を検証していく。

#### 【氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策】

- 従来の河川整備に加え、ダムの事前放流などで**洪水を安全に流す**とともに、川の外で**雨水流出を抑制**することを目指し、効果的な施策を組み合わせしていく。
- 雨水の流出抑制対策では、企業や住民の協力を得ながら、**雨水貯留浸透施設の整備**を進める。
- **保水・遊水機能を有する土地の保全**や、空き地など**低未利用地の有効活用**なども検討する。
- 地域全体の安全性向上につながるよう、河川の上下流に当たる**地域間の相互理解**を深め、合意形成を図る。

#### 【被害対象を減少させるための対策】

- **防災まちづくり**の観点から、災害ハザードエリアにおける**開発抑制**や**住まい方の工夫**などについて検討する。

#### 【被害の軽減、早期復旧・復興のための対策】

- 住民の迅速かつ円滑な避難確保を図るため、ハザードマップ等により災害危険区域を周知するとともに、自ら避難することが困難な人ごとの**個別避難計画を作成し**、計画を活用した**防災訓練を実施**する。
- 自市町村への避難ができない場合は、**広域避難を検討**する。
- 中小河川の水害リスクを検証し、対策の基礎資料となる**氾濫推定図**を作成する。

#### 【流域治水検討会の設置】

- 構成員  
県関係部局、直轄河川事務所、流域市町村
- 所管事項
  - 具体的な施策や取組の検討、アクションプラン策定
  - 市町村の支援